

所得割保険料算出表

◇個人事業所の甲種組合員の場合

算定基礎	I	○前年の医業収入にかかる所得総額（注1）
	II	○医業収入が6,250万円を超え、確定申告書等の提出を省略されたい組合員、または、確定申告書等の提出の無い組合員は、所得総額を6,250万円とみなす。 （年間賦課限度額50万円を賦課徴収いたします）
賦課率	8/1,000	
提出書類	I	<p>下記①+②を提出 e-Taxの場合、①+②+③を提出</p> <p>①税務署受付印が押印された前年分の「所得税の確定申告書B」の写し ②収支内訳書（一般用）付表《医師及び歯科医師用》の写し</p> <p>《電子申告（e-Tax）の場合》 ③上記①・②に加え、税務署の受け付けが判断できるメール詳細の写し</p> <p>*電子申告の場合、①の税務署受付印は押印されません。 「受付番号・受付日」が左上に印字されます。</p> <p>※提出書類の必要箇所は で表示している箇所になります。必ず判読可能な状態で提出してください。</p>
	II	<p>《確定申告書等の提出を省略する場合》 ④「所得割保険料算定のための確定申告書等の提出省略の申し出について」</p>
提出期限	7月31日	

（注1）医業収入にかかる所得総額とは、社保及び国保診療報酬収入、自由診療収入、雑収入の合算額となります。

※新たに甲種組合員になられた方は、所得割保険料算出のない年に限り、上記で算出した1医療機関当たり県平均額を賦課徴収いたします。

鹿児島県歯科医師国民健康保険組合規約（抜粋）

第4章 保 険 料

（保険料賦課額）

第19条 組合員は、次の区分により定めた額の保険料を毎月組合に納付しなければならない。

- 4 甲種組合員（後期高齢者組合員を除く。）は、事業所得割保険料算定のため、組合が定める期日までに、別に定める医業収入にかかる所得総額を証明する確定申告書等の書類（以下、「確定申告書等」という。）を提出する。事業主である甲種組合員は前年度、それ以外の甲種組合員は前事業年度の確定申告書等に基づき、医業収入にかかる所得総額の1,000分の8の額を12で除して徴収するものとする。（但し、算定額が年間50万円を超えるものについては賦課限度額50万円とする。）

確定申告書等の提出のない甲種組合員に対しては、賦課限度額50万円を賦課徴収するものとする。

なお、新たに甲種組合員になる者は、所得割保険料算出のない年または年度に限り、上記で算出した1医療機関当たり県平均額を、甲種組合員となった月から、賦課徴収するものとする。

4. 鹿児島県歯科医師国民健康保険組合
保険料賦課徴収規程（抜粋）

第7条 甲種組合員が提出する、規約第19条（事業所得割）に定める医業収入にかかる所得総額を証明する書類とは、次の各号に掲げるものとし、電子申告（e-Tax）の場合は税務署の受付が判断できるメール詳細の写しを添付するものとする。

- （1）個人歯科診療所の場合は、税務署受付印が押印された前年度分の所得税の確定申告書B、及び収支内訳書（一般用）付表《医師及び歯科医師用》
- （2）医療法人歯科診療所の場合は、県へ提出した県受付印が押印された前事業年度分の申告書一式（医療法人等に係る所得金額の計算書、及び決算書含む）
- 2 前項の規定にかかわらず、医療法人が複数の施設を有する場合は、主たる施設を開設し、管理する甲種組合員が医療法人総ての収入額を証明する書類を提出するものとする。

医療法人に属するそれぞれの施設に対する事業所得割保険料は、その総ての収入額を従たる施設を含む施設数で除した額を基に算定する。

受付番号：××××× 受付日：×××××

電子申告の場合：受付番号・受付日の記載がある場合でも、別紙③メール詳細の添付が必要です。

①

F A 0 0 2 6

税務署長
年 月 日

平成 年分の所得税の

申告書B

第一表 (平成二十二年分以降用)

住所 <small>(又は事業所事務所居所など)</small>	フリガナ			
	氏名			
平成 年 1 月 1 日の住所	性別	職業	屋号・雅号	世帯主の氏名
	男女			世帯主との続柄
	生年月日		電話番号	自宅・勤務先・携帯

種類	青色	分離	損失	修正	特農の特示	特農番号	翌年以降要
----	----	----	----	----	-------	------	-------

収入金額等	事業等 (7)	課税される所得金額 (9)-(26) 又は第三表 (9)-(26) 又は第三表	26	000
	業農 (1)	上の(26)に対する税額又は第三表の(26)	27	
	不動産	税額控除	28	
	利	通常申告の場合：受付印が必要です。	29	
	配当 (4)	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除	30	
	給与 (カ)	政党等寄附金特別控除	31	
	雑	住宅耐震改修特別控除 住宅特定改修・認定長期優良住宅新築等特別税額控除	32	
	その他 (ク)	電子証明書等特別控除	35	
	総合譲渡 短長	差引所得税額 (27-28-29-30-31-32-33)	36	
	一	災害減免額、外国税額控除		
所得金額	事業等 (1)	源泉徴収税額	39	
	不動産	申告納税額 (36-37-38-39)	40	
	利子 (イ)	予定納税額 (第1期分・第2期分)	41	
	配当 (5)	第3期分納める税金の税額 (40-41)	43	
	給与 (6)	還付される税金	43	△
	雑 (7)	配偶者の合計所得金額	44	
	総合譲渡・一時 (8)	専従者給与(控除)額の合計額	45	
	合計 (9)	青色申告特別控除額	46	
		雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額	47	
		未納付の源泉徴収税額	48	
所得から差し引かれる金額	雑損控除 (10)	本年分で差し引く繰越損失額	49	
	医療費控除 (11)	平均課税対象金額	50	
	社会保険料控除 (12)	変動・臨時所得金額 (区分)	51	
	小規模企業共済等掛金控除 (13)	延届納付額	52	00
	生命保険料控除 (14)	延納届出額	53	000
	勤労学生、障害者控除 (19~20)	税金の所		
	配偶者控除 (21)	口座番号 記号番号		
	配偶者特別控除 (22)	(税理士署名押印) 電話番号		
	扶養控除 (23)	税理士法第30条の書面提出有		
	基礎控除 (24)	税理士法第33条の2の書面提出有		
合計 (25)	整理欄	A B C D E F G H I J K L		

これは見本です。このまま使用しないでください。

の箇所が必要となりますので、判読可能な状態で提出してください。

平成 年分収支内訳書(一般用)付表《医師及び歯科医師用》

②

※作成していない場合は提出不要

整理番号		氏名		診療科目		住所	
2. 自由診療割合の計算							
<p>この計算は、租税特別措置法第26条の規定の適用に当たり、自由診療収入に係る所得計算を行う際に、自由診療と社会保険診療のいずれに係る経費であるか明らかではない経費を合理的に区分するために自由診療割合を算出するものです。</p> <p>自由診療割合は、次の(1)又は(2)のいずれかの方法により算出してください。</p> <p>(1) 診療実日数による割合 自由診療実日数(⑧) ÷ 総診療実日数(⑦) × 100 = %</p> <p>(2) 収入による割合 自由診療収入(⑤) ÷ 総診療収入(③+④+⑤) × 100 = %</p> <p style="text-align: right;">調整率</p>							
1. 収入金額の内訳							
	診療件数	診療実日数	決定点数	収入	金額	診療報酬窓口収入	金額
① 一般社会保険 基金受ける社会保険診療報酬を 事務所から支払私報酬				診療報酬当座 口座払込額			
生活保護法							
精神保健福祉法							
小計							
② 国民健康保険法 高齢者医療確保法							
小計							
③ 介護報酬							
④ その他							
小計							
⑤ 計 (①+②+③+④)				③		④	
一般の自由診療							
労働者災害補償保険診療							
公害健康被害補償診療							
自動車損害賠償責任保険診療							
高齢者医療確保法							
⑥ 計 (⑤+⑥)						⑤	
(雑収入は下の欄に書きます。)							
雑収入						⑥	

この「メール詳細」は、申告時に発行されるものです。
申告時に必ず出力して予め保管してください。
また、税理士事務所へ申告を委託されている場合は、
申告書作成時にその旨を伝えていただき、申告書控と
併せてこの用紙を必ず受け取ってください。

③

メール詳細

送信されたデータを受け付けました。

5. 内容の確認のため、担当職員からご連絡
させていただきます。ご迷惑が
ないよう努めますので、ご了承ください。

提出先	
利用者識別番号	
氏名又は名称	
受付番号	
受付日時	
年分	
種目	
所得金額	円
第3期分の税額	納める税金 還付される税金
「所得金額」欄について	所得金額は、申告書第一表の所得金額欄の「合計」欄の金額を表示しています。

受信データ(XML)

受け付けた申告書等を
XML形式でダウンロードする場合
下の「ダウンロード」をクリックしてください。

ダウンロード

添付書類送付書を表示する場合は
下の「送付書」をクリックしてください。
送付書は内容を確認の上で出力していただき、
添付書類を添えて提出してください。

送付書

※「電子申告完了報告書（税理士事務所の報告書）」ではなく、
電子申告の際に直接発行されるものを提出してください。
紛失された場合は、e-TaxのHP（メッセージボックス）から
再度入手できます。

④

別紙様式

平成 年 月 日

鹿児島県歯科医師国民健康保険組合理事長 殿

甲種組合員氏名 ⑤

所得割保険料算定のための確定申告書等の提出省略の申し出について

平成〇〇年〇月〇〇日付鹿歯国保発第〇〇号において依頼のありました所得割保険料算定のための確定申告書等の提出については、関係書類の提出を省略することを申し出ます。

確定申告書等の提出から医業収入判定等におけるスケジュール

時 期	業 務 内 容
6月下旬～7月31日	確定申告書等収集
6月下旬～9月	医業収入判定・保険料賦課システム入力
10月～翌年9月	新所得割保険料賦課徴収

※医業収入の判定等につきましては、国保組合職員のみが行います。

※ご提出いただいた確定申告書等は、施錠できる場所に保管し、厳重に管理することといたします。

※確定申告書等の保存期間は、鹿児島県歯科医師国民健康保険組合文書取扱規程に則り処理することとし、処分については、業者へ溶解処理を委託いたします。(保存期間：3年)

1 1 . 鹿児島県歯科医師国民健康保険組合 文書取扱規程（抜粋）

第 1 条 鹿児島県歯科医師国民健康保険組合の文書は、次の区分によってこれを保存する。

ただし、第3種に属する文書で軽易なものは、保存期間を1年とすることができる。

第1種 永年 第2種 10年 第3種 3年
前項の文書の種類は別表による。